

平成23年5月31日判決言渡 同日判決原本受領 裁判所書記官

平成22年(ネ)第3385号 損害賠償等請求控訴事件

平成22年(ネ)第4319号 同附帯控訴事件

(原審 横浜地方裁判所相模原支部平成21年(ワ)第284号)

(口頭弁論終結の日 平成23年2月10日)

判 決

相模原市緑区町屋四丁目16番9号

控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という。）

小 林 正 明

上記訴訟代理人弁護士 清 水 勉

相模原市緑区久保沢一丁目2番41号

被控訴人兼附帯控訴人（以下「被控訴人」という。）

八 木 大 二 郎

上記訴訟代理人弁護士 妹 尾 孝 之

同 藤 川 祐 美

主 文

- 1 本件控訴に基づき、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 本件附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用（附帯控訴費用を含む。）は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文第1項及び第2項と同旨

第2 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決の主文第1項及び第3項のうち損害賠償の部分を次のとおり変更する。

2 控訴人は、被控訴人に対し、500万円及びこれに対する平成21年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 2につき仮執行宣言

#### 第3 原判決（主文）の表示

1 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する平成21年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告に対し、株式会社毎日新聞社の発行する毎日新聞相模・湘南版上に、原判決別紙1記載の謝罪広告を、原判決別紙2記載の方法で1回掲載せよ。

3 原告のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、これを3分し、その2を被告の、その余を原告の負担とする。

5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

#### 第4 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、控訴人が毎日新聞の取材に応じて被控訴人の名誉を毀損する虚偽の事実を記者に摘示し、控訴人の発言に基づいて同新聞に被控訴人の名誉を毀損する記事が掲載されたとして、控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償金(慰謝料)500万円及びこれに対する上記不法行為時からの民法所定の遅延損害金の支払と虚偽の事実を訂正し、謝罪する謝罪広告を同新聞に掲載することを求める事案である。

原審は、被控訴人の請求の一部(損害賠償の請求額の一部と謝罪広告を地方版に限定)を認容した。これに対し、控訴人が控訴をし、被控訴人が附帯控訴をした。

#### 2 爭いのない事実

(1) 控訴人は、平成16年7月からリコールにより失職した平成18年2月まで後記(4)の合併前の津久井郡城山町（以下「旧城山町」という。）の町長であつた。

(2) 被控訴人は、その後の平成18年3月から平成19年3月まで旧城山町の町長であった。

(3) 旧城山町においては、町行政の運用指針としての内部基準である「山林等の開発行為取扱基準」（以下「本件開発基準」という。）が昭和51年8月1日から施行されていたが、平成19年3月9日付で、「山林等の開発行為取扱基準の廃止について（伺い）」と題する決裁文書（以下、「本件決裁文書」という。）が当時の建設経済部経済課農政班所属の同町職員八木利彦が起案者となって起案され、その起案者印欄には八木姓の印影が押印され、通常の起案、決裁の手続を経て、本件開発基準が廃止された。

本件決裁文書の決裁者は、当時の町長であった被控訴人であり、本件決裁文書上の起案者と決裁者は同姓であったが、その各押印箇所の印影は異なっていた。

(4) 旧城山町は、平成19年3月11日、相模原市に合併され、被控訴人及び控訴人は、いずれも同一の選挙区（合併後の相模原市城山町選挙区、定数2名。）の現職の相模原市議会議員となった。

(5) 控訴人は、平成21年3月2日、毎日新聞社の記者の高橋和夫（以下、「高橋記者」という。）の取材に応じ、その取材により、原判決別紙3の新聞記事（以下、「本件記事」という。）が同月3日の毎日新聞相模・湘南版朝刊に掲載され、それと前後して同記事が同新聞社のインターネットにも掲載された。

本件記事には、「小林議員（控訴人）によると、07年3月11日に市と合併した旧城山町には、水源地域の山林と自然保護を図って、町内で新たな採石を認めない「山林等の開発行為取扱基準（本件開発基準）」が設けられていた。ところが、合併の2日前の3月9日、当時の町長自らが起案・決裁して即日、同基準が廃止された。この業者は、採石する土地を持っていなかったが、代替地として約24.5㌶を新たに取得し、さらに基準が廃止されたことで、引き続き採石が可能となった。小林議員は「業者は土地の交換だけで約6億円をも

うけ（た形で）さらに今後の事業用地も手に入れた。極めて不透明な利権構造だ」と話している。」との記載部分がある。

### 3 爭点

- (1) 本件記事による被控訴人の社会的評価の低下の有無等（本件記事は、被控訴人が、特定業者に便宜を図った事実があり、被控訴人が特定業者と癒着していることを指摘しているものか否か。）
- (2) 控訴人が、毎日新聞社の高橋記者に対し、「本件決裁文書を被控訴人が自ら起案し決裁した」という発言（以下「本件発言」という。）をしたか否か。
- (3) 取材の求めに応じて本件発言をしたという控訴人の高橋記者に対する行為により、毎日新聞社が掲載した本件記事について、控訴人が名誉毀損の責任を負うか否か。
- (4) 本件記事あるいは本件発言は、被控訴人に関する部分について、公共の利益に関する事項について専ら公益目的でされ、その内容が真実であるか、真実と信じる相当な理由があったか否か。
- (5) 被控訴人の被った損害の有無及び額
- (6) 名誉回復のためにする謝罪広告の掲載を命じることの当否

### 4 爭点に関する当事者の主張

- (1) 爭点(1)（本件記事による被控訴人の社会的評価の低下の有無等）について（被控訴人の主張）
  - ア 本件記事は、控訴人に対する取材を基に、①圏央道の用地取得に関し、事業用地を提供する採石業者に莫大な利益（差額6億円）が生じていること、②旧城山町の本件開発基準が相模原市との合併2日前に当時の町長が自ら起案、決裁して即日廃止されたという異常な方法で廃止されたこと、③それにより採石業者は引き続き採石が可能となったことを報じており、上記の3点が相まって、あたかも被控訴人が特定の業者の便宜を図ったような印象を与えるものである。そのことは、本件記事において、「業者は

土地の交換だけで約6億円をもうけ（た形で）さらに今後の事業用地も手に入れた。極めて不透明な利権構造だ」との控訴人のコメントを引用する形で締めくくられていることにも表れている。

イ 本件記事は、その一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、被控訴人が当時の城山町の町長であったことは、氏名が表示されていなくても容易に知られている事実であるから、被控訴人が、異常な手続で本件開発基準を廃止し、それにより特定の採石業者に莫大な利益が転がり込んだと思わせ、被控訴人と業者との癒着を想起させたり、被控訴人が住民に不利益を及ぼす行為をしたとの印象を与える内容となっており、被控訴人の社会的評価を低下させるものであることは明らかである。

ウ 被控訴人は、旧城山町を地盤として活動する市議会議員であり、本件記事により被控訴人の社会的評価が低下する危険が生じている。

#### （控訴人の主張）

ア 本件記事は、「さがみ縦貫道 土地代に差額6億円」、「用地買収額と代替地売却額」、「相模原市議会で指摘」という見出しで掲載されており、読者をして、被控訴人個人の行為に注目させ、被控訴人の社会的評価を低下させようというものになっていない。記事の本文は64行からなり、うち被控訴人に関する記述は5行にすぎない。量的な割合からしても、本件記事は被控訴人の社会的評価を低下させるものとは考えにくい。

イ 本件記事の内容は、見出しにある「さがみ縦貫道 土地代に差額6億円」を生じさせた国土交通省と相模原市の特定採石業者に対する対応を問題にしているのであり、一般読者の社会的問題の関心も当然、この点に集中し、被控訴人に関する記述は、これに関連するエピソードとして書かれたものに過ぎない。したがって、本件記事全体の構成から、被控訴人に関する当時の町長自らが起案という記述が被控訴人の社会的評価を低下させることはない。

ウ 被控訴人が本件開発基準の廃止に関与したという社会的名誉の低下は、事前に行政の最高政策協議機関である政策会議や、町長の諮問機関である都市計画審議会・総合計画審議会にも諮問せず、議会にも打診することなく、相模原市と旧城山町が合併する平成19年3月11日の2日前の同月9日に旧城山町の担当職員が起案し、同日、被控訴人が決裁するという行政手法を取った決裁の仕方によるものであって、被控訴人が自ら起案したか否かに大きな意味はない。

(2) 争点(2)（控訴人が本件発言をしたか否か）について

（被控訴人の主張）

ア 控訴人は、高橋記者の取材に応じ、同人に対し、「平成19年3月、当時旧城山町長であった被控訴人が、特定の採石業者の便宜を図るため、同町の本件開発基準の廃止を自ら起案し、決裁した」との虚偽の事実を摘示する本件発言をした。旧城山町長であった控訴人は、内部の決裁手続に精通しており、上記起案者が同町職員であり、通常の起案、決裁の手續を経たことを容易に認識し、又は認識可能であったにもかかわらず、故意又は重大な過失により、真実に反する本件発言をしたものである。

イ また、控訴人は、本件記事が高橋記者ないし毎日新聞社の誤解に基づくものであるかのように主張するが、控訴人は、高橋記者に対し、「被控訴人自ら起案し、決裁した」という発言をしたのであるから、新聞記事はそのとおりの記載がされている。

（控訴人の主張）

ア 控訴人は、高橋記者からの取材において、高橋記者に対し、本件記事のうち、「当時の町長自らが起案した」という趣旨の発言をしていない。

イ 起案文書は当該事務を担当する職員が起案するものであり、首長は起案文書について決裁する立場にある。このような関係にあることは、自治体の行政実務を知っている者であれば誰でも知っていることであり、控訴人

も知っていた。したがって、控訴人が当時首長であった被控訴人が自ら本件決裁文書を起案したなどと言うはずがないし、現に言っていない。

ウ 毎日新聞社の高橋記者は、単独で、相模原市議会本会議における控訴人の個人質疑の前に控訴人に取材をしたのに対し、他社の新聞記者は、控訴人の個人質疑直後に控訴人に取材をしたが、控訴人の記者らに対する説明の内容及び交付資料は同じものであった。そして、朝日新聞、神奈川新聞の各記事には、被控訴人自ら本件決裁文書を起案した旨発言したとの記載はないのであるから、控訴人が高橋記者に対し、そのような発言をしていないことが明らかである。

(3) 争点(3) (本件記事の記載内容について、取材を受けて本件発言をした控訴人が責任を負うか否か)について

(被控訴人の主張)

ア 本件発言は、新聞記者の取材に応じてされたものである以上、単なる当事者間の会話にとどまるものではなく、控訴人もその発言が新聞記事になり、広く社会に伝播する蓋然性のあることを知り、又はそれを期待して、発言したのであるから、本件記事の記載内容については、控訴人に当然責任がある。

イ 本件記事は、控訴人の本件発言の内容が正確に記載されているのであるから、控訴人の責任が否定される余地はない。

(控訴人の主張)

ア 控訴人と高橋記者との会話は、会話当事者間で完結しており、その会話での発言自体が被控訴人の社会的評価を低下させることはあり得ない。

イ 仮に、控訴人が「本件決裁文書を被控訴人が自ら起案した」と発言していたとしても、控訴人は高橋記者に本件決裁文書のコピーを示して説明していたのであるから、高橋記者において、起案者と町長の印影が異なることに気づくべきであり、控訴人がその責任は負うことはない。本件記事の

誤記に関する責任は、高橋記者又はその誤記を見落とした毎日新聞社にある。

ウ 本件記事の掲載は、見出しを含めてその構成及び内容のすべてにおいて毎日新聞社の判断と責任において行われているのであり、控訴人が責任を問われることはない。

(4) 争点(4)（本件記事及び本件発言の公益目的及び真実性）について  
(控訴人の主張)

本件発言及びこれを受けた本件記事の掲載は、公共の利害に関する事実について、公益を図る目的でされたものである。本件記事中の被控訴人に関する部分についての「被控訴人自らが起案」という点は、誤っているが、被控訴人が、旧城山町が相模原市と合併する2日前である執務日としては最終日に、事前に議会、政策会議あるいは城山町総合計画審議会に通告等をすることなく、本件開発基準を廃止する決裁をしたという事実こそが本件記事において重要な部分であり、この重要な事実が真実である以上、本件記事の被控訴人に関する部分についての真実性には問題がない。

(被控訴人の主張)

控訴人は、被控訴人に対し、これまでも誹謗中傷を行っており、控訴人が掲示した事実は虚偽か、相当な根拠を欠くものであること、控訴人が本件記事掲載後、その効果を利用するビラを旧城山町地区に個別配布していることなども併せ考えると、控訴人の目的は、客観的に公共目的が併存したとしても、専ら又は主として自己の不当な利益を図ることにあったと推認される。

そして、本件記事の3つの要素である①圏央道の用地取得に関し、事業用地を提供する採石業者に莫大な利益が発生している、②合併2日前に当時の町長(被控訴人)が自ら起案・決裁して即日、旧城山町の本件開発基準が廃止されたこと、③それにより採石業者は引き続き採石が可能になったことにより、被控訴人が特定の業者の便宜を図ったかのような印象を与えるところ、

被控訴人に関する上記②の事実は、真実でない（なお、被控訴人の名誉毀損に関する部分ではないが、①、③も真実ではない。）。

(5) 争点(5)（損害の有無及び額）について

(被控訴人の主張)

控訴人の本件の名誉毀損行為により被控訴人の被った精神的、非財産的損害は甚大であり、その額を金銭的に評価すると、500万円を下らない。

すなわち、本件発言はマスメディアの取材に対してされ、新聞のほかインターネットにも記事が流布されるなど、本件発言が広範囲に行き渡っている。本件記事は、新聞の地方版に掲載されたものであるが、その内容が地方の政治に大きな影響を及ぼすものであり、市議会議員という被控訴人の立場からすると、その損害は甚大である。

また、上記(4)の被控訴人の主張のとおり、控訴人は本件記事を利用する形でさらにビラを配布するなどし、その効果を意図的に利用している。

(控訴人の主張)

否認する。

被控訴人は、本件記事掲載後に、控訴人、高橋記者及び毎日新聞社になんら抗議していないが、これは、本件記事の掲載による損害がないことを示している。

(6) 争点(6)（謝罪広告の掲載を命じることの当否）について

(被控訴人の主張)

本件記事は全国紙の地域版やインターネット等、伝播性の強い媒体で報道されており、市民広報誌にも本件記事が転載され、公民館等で市民に広く配布されており、地方議会の議員の選挙に及ぼす影響が強いのであるから、公正な選挙が可能な状態を回復する必要がある。被控訴人の被った損害は金銭賠償では完全に回復することができない性質のものであり、控訴人の行為の悪質性、とりわけその行為が虚偽の事実を摘示してこれを市民に浸透させるという民主主

義の根幹を揺るがすものであることを考慮すると、被控訴人の名誉を回復するための謝罪広告を毎日新聞に掲載させることが相当である。

(控訴人の主張)

否認ないし争う。

## 第5 爭点に対する判断

1 前記争いのない事実、証拠(甲2ないし10, 乙1ないし20(いずれも枝番号を含む。)), 証人高橋和夫, 控訴人本人, 被控訴人本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 控訴人が平成16年7月から平成18年2月まで、被控訴人がその後の平成18年3月から平成19年3月まで町長を務めていた旧城山町には、平成19年3月当時、山林等の開発行為に関する町行政の運用指針としての内部基準である本件開発基準(昭和51年8月1日施行)が存在した。

被控訴人は、平成15年12月に行われた第348回旧山城町議会定例会において、町が本件開発基準に基づいて行政指導することについては問題がある旨指摘し、今までの山林の開発の抑止という目的で、町としては本件開発基準を尊重しているとの建設経済部長の答弁に対して、本件開発基準の廃止の方向での検討を求めていた。

(2) 被控訴人は、平成18年7月10日、旧相模原市長と合併申請を知事に行ったが、旧城山町等の職員らは、平成18年7月14日の旧相模原市及び藤野町との合併に伴う審議において、採掘業者からの事業区域拡大に伴う林地開発計画等の取扱について、新たな林地開発を含め、林地開発区域の拡大は認めていないこと、町の山林等開発基準については、廃止の方向で市と調整をしていること等の説明をした。また、被控訴人は、合併に伴う事務については、事務担当者が上げる決裁文書を、隨時五月雨式に処理していた。

(3) 被控訴人は、相模原市との合併に先立つ2日前である平成19年3月9日、旧城山町職員の八木利彦が起案した本件開発基準の廃止についての本件決裁

文書について、同日決裁した。本件決裁文書には、同月 11 日の旧城山町と相模原市との合併にともない、本件開発基準が新市域においては局所的な取扱基準となるため、山林等の開発行為に対する新市での統一的な取り扱いを行う必要があることから、合併期日前において本件開発基準を廃止し、これを告示してよいでしょうかと記載されている。また、上記起案者である職員の起案者欄の印影と町長欄の同姓である被控訴人の印影とは異なるものであった。

(4) 控訴人は、平成 21 年 2 月 20 日、相模原市議会議員として、同市議会議長に対し、本件開発基準の廃止に係る決裁文書の調査を求めたところ、同月 23 日付の回答により、本件決裁文書の写しを得た。

そして、本件開発基準の廃止については反対の立場にあった控訴人は、相模原市議会の平成 21 年 3 月 2 日の定例会において、本件開発基準の廃止の経過について質疑をした。これに対し、相模原市長及び経済部長は、本件開発基準に相当するものについては、旧相模原市と他の津久井 3 町ではなく、旧城山町だけがそうした基準を合併前に定めていたため、新市での統一的取り扱いを行う必要があるということから、合併期日前の平成 19 年 3 月 9 日に、旧城山町において廃止されたものと承知している旨答弁している。それ以上、当時の旧城山町町長である被控訴人の処理についての問題を具体的に提示するなどの質疑や答弁はされていない。

(5) 控訴人は、平成 21 年 3 月 2 日、毎日新聞社の高橋記者から相模原市有地の処分の件で取材の申込みを受け、上記定例会の質疑終了後、本件開発基準が合併によって失効（自然消滅）したのではなく、被控訴人の判断で廃止されていたこと、その廃止日は、旧城山町が通常業務を行う最終日である平成 19 年 3 月 9 日（金曜日）であり、その日に即日起案、即日決裁、即日告示したこと、総合計画審議会や議会等に事前に諮ることもしないで、合併に紛れる形で本件開発基準を廃止したこと、その結果、採石業者は市有林取得後

全く自由に山砂利開発ができるようになったこと、控訴人が被控訴人のこのようなやり方に激しく憤りを覚えたこと等を説明した。

高橋記者は、上記取材において、控訴人から用地買収の問題点の説明を受け、当町長であった被控訴人が即日起案して、即日決裁したことが問題であるとし、本件開発基準の廃止の経緯を説明され、その際、控訴人は、起案文書の「八木」の印を示して「自分で起案して自分で決裁した。これは問題だ。」と指摘するなどして説明した。

(6) 高橋記者は、この取材に基づく控訴人の本件発言等を基にして、本件記事を作成し、毎日新聞社は、平成21年3月3日、本件記事が毎日新聞の相模・湘南版の朝刊に掲載され、それと前後して同記事がインターネットにも掲載された。

## 2 争点(1)（本件記事による被控訴人の社会的評価の低下の有無等）について

(1) 不法行為の被侵害利益としての名誉は、人の品性、徳行、名声、信用などの人格的価値について社会から受ける客観的評価であり、名誉毀損とは、この客観的な社会的評価を低下させる行為のことにはかならない。新聞記事による名誉毀損にあっては、当該記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるかどうかは、当該記事について的一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきである（最高裁平成9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2009頁参照）。

(2) 本件記事の体裁は、原判決別紙3記載のとおりであり、見出しへは、黒地白抜きの大活字で「土地代に差額6億円」と記載されているほか、それよりは小さいがゴシック活字で「さがみ縦貫道」「用地買収額と代替地売却額」「相模原市議会で指摘」と記載されている。本件記事の本文の内容は、①さがみ縦貫道（圏央道）の用地買収等に関し、相模市内の採石業者が買収される土地（約4.5ヶ所）の買収額と代替地として取得する土地（約24.5ヶ所）の売却額の差額が約6億円であり、控訴人が、平成21年3月2日の相模原

市議会でこの買収等により採石業者が莫大な利益を得ることになる具体的な内容と経緯を指摘し、追求したこと、②控訴人によれば、旧城山町には新たな採石を認めない本件開発基準が定められていたが、当時の町長自らが起案、決裁して即日廃止されたこと、③採石業者は、代替地として所得した土地において引き続き採石事業をすることが可能になったこと、④控訴人は、採石業者が土地交換だけで約6億円という差額の利益を受け、今後の事業用地も取得したことが不透明な利権構造であると指摘したことを内容とするものである。本件記事の本文は、全部で64行で構成され、上記①ないし④は互いに関連する面もあるが、基本的にはその多くの部分を①で占められているといえる。

(3) 本件記事は相模・湘南版の毎日新聞に掲載されたものであるので、名誉毀損の判定基準となる上記(1)の一般読者とは、相模・湘南版の配布される地域の毎日新聞の一般読者ということになる。そうすると、本件記事の一般読者であれば、上記(2)②の「当時の町長」が被控訴人を指すことを、相当数の読者において比較的容易に知ることができると解されるところ、これらの読者が、前記認定の本件記事本文の内容から、被控訴人が圏央道の土地買収等における採石業者の利権構造に関与しているという疑惑を抱く可能性があることが考えられ、これにより被控訴人の社会的評価が低下したと認める余地があることになる。

しかし、本件記事の体裁あるいは内容は、前記認定のとおりであり、これと原判決別紙3の本件記事の全体から受ける印象等を総合考慮して検討すると、本件記事は、採石業者が用地買収等に絡み、不正ないし不当と評価される可能性がある利得を得ているという利権疑惑を控訴人が市議会で追及した点に主眼がおかれて、もっぱらその観点からの報道となっており、被控訴人のその疑惑への関与に関しては、本件記事の見出しにおいては全く触れられておらず、記事本文においても直接の指摘はなく、被控訴人と採石会社との関

係についても一切触れられておらず、また用地買収を担当する国土交通省の国道事務所と被控訴人との関係についての記載もなく、また本件記事全体に占める被控訴人関連部分の重要度は、比較的小ないと評価できる。確かに、本件記事には、被控訴人が町長として本件開発基準の廃止決裁等をしたことにより、採石業者の事業継続が可能となったことが記載されていることから、これと他の部分を合わせ読めば、控訴人が採石業者の利権疑惑に関与しているのではないかという疑念を読者に抱かせる可能性があることが十分に考えられる。しかし、そうであるとしても、読者が抱くそのような疑念は、一般論としていくつかある可能性の一つとして考えられるものとして生じるに過ぎず、本件記事それ自体は、被控訴人の行動が他の正当な目的等に基づくものである可能性を何ら排除していないのであって、読者自身においても、その疑惑が想定されるいくつかの可能性の一つという程度の認識で本件記事の記載を理解し、控訴人の行為が正当なものであった可能性も視野に入れて読むのが通常であると解される。したがって、以上を要するに、本件記事においては、被控訴人が上記の疑惑に関与しているという指摘は実質的にもされていないといえるのであって、これによって被控訴人の社会的評価が低下したと認めることはできない。

なお、本件記事においては、被控訴人が本件開発基準の廃止の決裁をしたことだけでなく、被控訴人「自ら」が本件決裁文書を起案したという記載もあり、この記載により、被控訴人が通常とは異なる手續で積極的に廃止に関与したと読み取れることになると解されるが、この事実や事情を加味しても、上記認定判断には影響しないというべきである（被控訴人は、町長の立場にあったのであるから、その決裁により本件開発基準が廃止されたということが本件記事のうちの被控訴人関連部分の重要かつ本質的な内容であり、本件決裁文書の起案者が誰であるかということについての記載が上記の認定判断に大きく影響することはない。）。

更に付言しておくと、被控訴人は、本件開発基準が廃止された当時の町長であり、現在は市議会議員という公職にあるが、これらの公職にある者は、その職責に照らし、公正な地方行政の遂行を強く求められ、また公務に関する行動に関し、その行動の意義や内容を必要に応じて選挙民に説明することが求められているのであって、その担当する公務に関しては、一般通常の私人以上に他からの意見や批判を甘受し、これに対応すべきことが要請されている立場にあると解される。本件記事が被控訴人の社会的評価を低下させるものかどうか、その他名誉毀損の成否に関する法的判断においては、この観点からの検討も考慮すべきことになる。

### 3 争点(4)（本件記事及び本件発言の公益目的及び真実性）について

本件の重要な争点である争点(4)についても、念のため検討しておく。

本件記事は、特定の採石業者が公共事業にかかる用地取得に絡む利権を追及する内容であり、その体裁、記載内容に照らし、公共の利益に関する事項について、専ら公益目的で掲載されたものであると認められ、被控訴人が本件で問題にする被控訴人関連部分についても同様である（なお、前記認定のとおり、控訴人と被控訴人は、従前から政治的に対立関係にあったと認められ、これが本件発言の発端となっている可能性が認められるが、その点を考慮した上で本件証拠上認められる一切の事実や事情を検討しても、上記認定判断を左右しない。）。

被控訴人は、本件記事の被控訴人関連部分について、被控訴人が本件開発基準の廃止について本件決裁文書を被控訴人「自ら」が起案したことではなく、真実に反すると主張し、この点は、控訴人も自認するところである。したがって、本件記事及びその前提となる本件発言において、この点に関しては真実である証明がないことになる。

しかし、前記認定によれば、本件記事のうち、被控訴人関連部分についての記載は、本件決裁文書の起案者の点を除くその余の事実が真実であると認めら

れる。そして、前記2(3)で認定判断したとおり、本件記事全体に占める被控訴人関連部分の重要度が比較的小ないこと、被控訴人は、町長の立場にあったのであるから、その決裁により本件開発基準が廃止されたということが本件記事のうちの被控訴人関連部分についての重要かつ本質的な内容であり、本件決裁文書の起案者が誰であるかという点は、重要かつ本質的な部分とまではいえないこと、その他の事情を総合考慮すると、本件記事のうち、被控訴人関連部分については、その主要部分について真実である証明がされていることになり、全体として真実であると解される。したがって、真実性の証明に関する被控訴人の主張を採用することはできない（なお、本件記事について以上のとおり認定判断する以上、本件記事の元となった控訴人の本件発言については、問題を生じないから、これ以上の判断を加えることはしない。）。

4 以上の次第であり、被控訴人の本訴請求は、すべて理由がなく、これを棄却すべきところ、その請求を一部認容した原判決は、その認容部分について失当であるから、本件控訴に基づき、これを取り消して請求を棄却し、また、本件附帯控訴は、理由がないから、これを棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三輪和雄

裁判官 比佐和枝

裁判官北澤章功は、退官につき、署名押印できない。

裁判長裁判官 三 輪 和 雄